

## 別紙 1

### 仕 様 書

業 務 名 下関市栽培漁業センター取水口内及び着水槽清掃委託業務

業務場所 下関市栽培漁業センター（別紙 2 - 1 ~ 2）  
（下関市大字吉母字黒嶋 1 4 9 1 番地）

対象施設 下関市栽培漁業センターの取水口（別紙 3）及び着水槽  
（別紙 4 - 1 ~ 4）

業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 2 3 日まで

なお、実施回数は 1 回とし、実施日時は下関市と受託者が協議し決定する。

#### 業務概要

下関市栽培漁業センターの海水取水設備は、外海から直接海水を引き込む構造である。特に取水口内及び着水槽には砂泥や海生生物などの異物が堆積しており、取水機能の低下及び飼育水槽へ流入する海水の水質悪化が生じるおそれがある。このような育成する種苗に対し悪影響を与える状況を改善するため、取水口内及び着水槽の清掃を行うもの。

#### 業務内容

##### （1）着水槽清掃

ア 潜水作業により、着水槽壁面及び底面の状況を点検する。

イ 取水ストレーナーを点検し、清掃する。

ウ 浚渫機材（サンドポンプ等）を用いて着水槽内の堆積物を除去し、着水槽から約 1 0 0 m 先の業務場所に堆積物を陸揚げする（令和 5 年度堆積物量：約 6 m<sup>3</sup>）。

##### （2）取水口内清掃

ア 潜水作業により、取水口蓋を点検し、付着物を除去する。

イ 取水口蓋を取り外し、取水口内の状況を点検する。

ウ 清掃機材（エアースペース等）を用いて取水口内を清掃する。

エ 取水口蓋を取水口に戻し、アンカーボルトとナット（更新）にて固定する。

### （3）業務における写真記録

実施前後の実施箇所の写真、作業の全景写真及び作業に使用した機器の写真を撮影し、記録すること。

### （4）業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書と記録した写真の各1部を下関市に提出すること。

## 特記事項

受託者は、しものせきエコマネジメントプラン関連、下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項として、別紙5「特記仕様書（環境編簡易）」及び別紙6「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」の項目を遵守すること。

## その他

（1）主体業務（準備及び後片付けは除く。）は1日で完了する必要があるため、業務実施に当たっては気象状況を事前に確認し、作業が中断することのないよう万全の状態で行うこと。

（2）業務の実施に際しては、受託者は、関係法令を遵守し安全対策を万全に期すること。

（3）従事者の故意又は重大な過失によって、第三者及び下関市の工作物その他のものに損害を与えた場合は、発生の原因、経過、被害の内容等について速やかに報告書を提出するとともに、受託者の責任においてその損害を賠償すること。

（4）吉母地区内で、作業に携わる車両等が通行する場合は、徐行運転を行い、地域住民及び車両等の安全確保に努めること。

- (5) 受託者はあらかじめ関係機関と連絡調整を十分に行い、航行船舶等との海上事故又はその他のトラブルが発生しないよう安全確保に努めること。
- (6) 業務の実施に際して、警戒船を配備する必要はない。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、下関市と受託者の協議の上、これを定めるものとする。